

請 求 人 様

西宮市監査委員 鈴木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 23 年 2 月 22 日付で提出されま  
した上記住民監査請求について、次のとおり判断しましたので通知します。

記

1．請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているため、平成 23 年 3 月 2 日これを受理する  
ことに決定しました。

2．請求の内容

本件職員措置請求書の記述から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 市議会議員への政務調査費の交付根拠は、法第 100 条第 14 項「普通地方公共団体は、条例の  
定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議  
会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該  
政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と、第 15 項「前  
項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に  
係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」である。
- (2) これを受けて、西宮市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)が平成 13  
年 3 月 28 日に制定されている。条例第 6 条には、政務調査費は「市政に関する調査研究に資する  
ため必要な経費以外のものに充ててはならない」とあり、西宮市議会政務調査費の交付に関する  
規則(以下「規則」という。)第 6 条の別表に用途基準が定められている。さらに西宮市議会政務  
調査費の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)において、その取扱いについて必要な事項  
が示されている。しかし、これらは直接利害関係者のみによって定められたものであり、その妥  
当性についていまだ市民の承認を得ているとは言えない状態である。
- (3) そうした市民の意思を受け、平成 21 年度政務調査費支出について、領収書等の調査を行ったと

ころ、下記の会派・議員の政務調査費支出について、法及び条例第6条に違反する、違法・不当な支出であるという結論に至った。これら総額1,053,771円の支出について、西宮市長が各議員・会派に対して返還を求めることを請求する。

公明党議員団：46,725円

平成22年2月12日 住宅地図3冊計46,725円。住宅地図はもっぱら選挙用であり公費支出は許されない。

岩下章議員：319,615円

21年9月15・16日 衆議院一般傍聴46,020円。国会の傍聴であり、調査研究であることの証明がない。

22年3月15日 年度末の2台目のパソコン購入98,595円。

同月29・30日 はがきの購入175,000円。

いずれも年度末の駆け込み支出で、政務調査費の返還を逃れるための支出は許されない。

片岡保夫議員：143,616円

21年6月24日 ビニロンテープ1,996円。ロープでどのような調査研究を行うのか、常識では理解できない支出である。

21年11月16～18日 社民党自治体議員秋季研修会63,800円

22年2月6・7日 社民党近畿ブロック研修・交流会43,500円

同月17日 「2010新年度地方財政計画」学習会34,320円

いずれも社民党関係の研修・交流会であり、政党活動である。

栗山雅史議員：71,315円

21年4月30日・5月9日 カラーデイバッグ5個7,475円(半額)

デイバッグ5個でどのような調査研究を行うのか、常識では理解できない支出である。

8月10日・22年1月26日 ドットジェイピー議員会員費63,840円

森池豊武議員：147,680円

21年12月28日 石川九楊「近代書史」18,900円

趣味(?)の高額書籍に政務調査費を支出することは許されない。

22年3月14日 デジタルカメラ128,780円

デジタルカメラと付属品代であるが、常識を超える高額であり、無駄な公費支出は許されない。

今村岳司議員：24,560円

21年8月22日 ガソリン代6,179円(2台・半額)

同月23日 高速代(西宮・鈴鹿)10,100円(2台・往復)

同月28日 ガソリン代4,981円(半額)

同月29日 高速代(鈴鹿 京都南・西宮 亀山)3,300円

22日に西宮インターで給油し、23日8時16分に鈴鹿着。20時49分に西宮着、28日11時38分に西宮インター給油、29日に鈴鹿へ往復。衆議院選さ中の、この一連の鈴鹿行きの目的は何か。調査研究を行ったという証明もない。自費で行くべきである。

草加智清議員：46,200円

22年2月26日 住宅地図(南部・北部・郊外)46,200円

住宅地図はもっぱら選挙用であり、公費支出することは許されない。

田中正剛議員：63,630円

21年9月24日・22年2月26日 インターンシップ負担金・ドットジェイピー議員会員費63,630円

澁谷祐介議員：63,840円

21年8月14日・22年2月8日ドットジェイピー議員会費 63,840円

大石伸雄議員：24,150円

21年12月25日 住宅地図DVD 24,150円(半額)

住宅地図はもっぱら選挙用であり、公費支出することは許されない。

嶋田克興議員：23,100円

住宅地図(北、南、山口・塩瀬) 23,100円(半額)

住宅地図はもっぱら選挙用であり、公費支出することは許されない。

ざこ宏一議員：39,180円

21年5月8日 駐車料金 400円 駐車券と領収書で2重計上されている。

同年12月21日 甲武ライオンズ球団(会費・半額) 2,500円

22年1月11日 西宮黒潮軟式少年野球連盟・西宮黒潮リーグ会費 4,000円

同月30日 西宮女子FC ガールズエイト全国大会出場壮行会 4,000円

いずれも趣味や交際に関する支出であり、公費支出は許されない。

ガソリン代(半額) ハイオク 678.65リッター 45,330円

レギュラー451.56リッター 28,280円

2台分の給油となっており、1台分28,280円は完全な私用であり、返還対象である。

中尾孝夫議員 40,160円

スポーツ新聞の定期購読+1部購入×8日 40,160円

スポーツ新聞の購読は、調査研究とは関係がない。

NPO法人ドットジェイピー：議員インターンシップの斡旋等を行っている。今村議員も理事をしていた。その議員会費支出は調査研究に資するものではない。

(4) 以上、法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添え必要な措置を請求する。

請求人は、本件職員措置請求書の事実証明書として、下記の書類を提出しました。

- ・西宮市議会政務調査費交付に関する条例、規則及び要綱
- ・各議員・会派に返還を求める違法・不当な支出の領収書等

### 3. 請求人

略

### 4. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述並びに市当局から提出された書類・資料の調査と関係職員の事情聴取を行うとともに、必要に応じて議員から追加の事情聴取を行いました。

なお、亀井健監査委員、小林光枝監査委員、篠原正寛監査委員については、法第199条の2の規定により利害関係人に該当するので除外となっています。

### 5. 監査の期間

平成23年2月23日から同年4月22日まで

## 6．請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 23 年 3 月 18 日、請求人 4 名のうち、（氏名略） 3 氏が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。なお、新たな事実証明書の提出はありませんでした。

## 7．関係人の事情聴取

あらかじめ、議会事務局より必要関係書類の提出を求め調査するとともに、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、議会事務局の木田事務局長、北林事務局次長、村本庶務課長の出席を求め、平成 23 年 3 月 23 日、事情聴取及び質疑応答を行いました。

また、同年 4 月 8 日に今村岳司議員、4 月 13 日にざこ宏一議員からそれぞれ事情聴取を行いました。

## 8．会派及び議員による説明

提出された資料及び関係職員又は議員からの事情聴取に基づき、請求の要旨に対する会派及び各議員の説明を次のように解しました。

### (1) 公明党議員団（住宅地図購入費 46,725 円）

住宅地図がもっぱら選挙用であるという前提に誤りがある。住宅地図は、政務調査の目的で、市内の住宅、建物、施設、道路等の所在を確認するため、議員の調査活動に資するものである。

公明党議員団は地域活動に力を入れており、住宅地図は庁内各部署では標準装備品であり、各種市民相談での市民、市当局とのやりとりの中で、地点の確認用として日常的に使用されている。

### (2) 岩下章議員（旅費、パソコン・はがき購入費 319,615 円）

衆議院傍聴は政策論議の勉強のためであり、まさに政務調査の目的にかなうものである。

パソコンについては、政務調査のため、会派控室用と自宅用にそれぞれ設置するため 2 台目を購入したものである。はがきの購入は市政報告のためで、枚数は必要範囲内である。購入時期を制限する規定はなく、返還を免れるための支出でないことはいうまでもない。なお、はがきの購入時期が年度末に近いとはいえ、議員任期には連続性があり、任期中に市政報告に使用するため、できる限り速やかに購入したものである。はがきの量及び額や、年度内の使用について明確な規定はないが、3,500 枚という数量・金額等については、市政報告発行の目的に照らし妥当なものである。

### (3) 片岡保夫議員（ビニロンロープ購入費、研修・交流会参加費 143,616 円）

ビニロンロープは政務調査関係の書類、新聞、物品等整理のために購入したものであるが、この物品については誤解を招く恐れもあり、充当は必ずしも適切ではなかったと考えて修正する。

研修会・学習会については、主催者が政党であるとしても、いわゆる党大会のような政党活動ではなく、その研修内容が政務調査に資するものであれば計上が認められるべきものである。

### (4) 栗山雅史議員（カラーデイバッグ購入費、ドットジェイピー議員会費 71,315 円）

カラーデイバッグは多量の市政報告をポスティングするためのもので、少なくともその半額を政務調査費で計上したのは妥当である。

ドットジェイピー会費については、インターンの派遣を受け入れることにより、学生ら若者から議員活動、議案審議や市政運営に関する意見が得られることから、政務調査に資するものである。インターン生の活動や調査の実績としては、大学交流センター利用向上研究書を同センターに提言（平成 22 年 3 月ころ）、アクタ西宮空き店舗対策として商店街活性化の実地

調査（同） 包括外部監査の質問（22年3月議会）に活かすことができた。

(5) 森池豊武議員（書籍・デジタルカメラ購入費 147,680円）

石川九楊「近代書史」は、評価の高い文化的価値のある書物であり、文化行政理解の一環として購入したもので、政務調査に資する。また中国文化を理解することができ、中国の友好都市・紹興市との文化交流にも資するものである。文教住宅都市・西宮の議員として、地方自治のみならず文化や教育、国際交流など、文化行政を重視しており、本書は幅広く有意義に活用している。

デジタルカメラは現地調査等に使用しているもので、充当上限額の範囲内で購入した。当時、はり播跡地のマンション開発や防空壕等調査の際、敷地内に立ち入ることなく遠方から撮影する必要もあり、高性能のカメラが必要となったもので、購入には合理的な理由がある。

(6) 今村岳司議員（ガソリン・高速代 24,560円）

ガソリン代については個人的なルールを設けており、政務調査費には全て半額を計上している。ただし高速代については、途中別件で立ち寄った部分以外は、全て政務調査に係る出張であったため全額を充当した。

三重県鈴鹿市への出張は調査研究の目的で政策スタッフを同行させたため2台分となったものである。鈴鹿行きについては、三重県在住の元経済産業省官僚と面会し、公務員のモチベーション向上、能力向上等の人事管理に関する意見交換を行ったものである。元官僚は、在職当時から全国の公務員のモチベーション向上に取り組んでおり、以前からスーパー公務員塾の活動をともに行ってきた。この活動の今後の方針などについて協議するために彼が居住する鈴鹿へ出張したものであり、彼が西宮に来たこともある。今回、スタッフに声掛けしたところ、人数が多くなり車2台で出張することになったが、どうしても2台で行かなければならなかったのかと聞かれたら、絶対に必要だったとはまでは必ずしも言えない。したがって、8月22、23日の政策スタッフ分（2台目分）のガソリン代・高速代は修正し、返還する。

(7) 草加智清議員（住宅地図購入費 46,200円）

住宅地図がもっぱら選挙用であるという前提に誤りがある。住宅地図は、政務調査の目的で、市内の住宅、建物、施設、道路等の所在を確認するため、議員の調査活動に資するものである。具体的には、ダンプカーの道路通行量など地域交通量調査に活用したほか、市政相談や市政調査で地域の道路や施設の位置確認に使用している。

(8) 田中正剛議員（ドットジェイピー議員会員費 63,630円）

ドットジェイピー会費については、インターンの派遣を受け入れることにより、学生ら若者から議員活動、議案審議や市政に関する意見が得られることから、政務調査に資するものである。具体的には、平成21年12月市議会一般質問は、幼稚園行政に関するもので、保護者等関係者への聴き取り等調査をインターン生に行かせた。また、第三セクター等への関与に関する条例を先の3月市議会で提案したが、これは21年8月にインターン生と研究した内容が基になっている。その他、インターン生はスポーツ振興、総合選抜制度の調査研究や市民へのアンケート、ポスティング等を行った。

(9) 澁谷祐介議員（ドットジェイピー議員会員費 63,840円）

ドットジェイピー会費については、インターンの派遣を受け入れることにより、学生ら若者から議員活動、議案審議や市政に関する意見が得られることから、政務調査に資するものである。具体的には、市議会一般質問に反映されている。平成21年6月市議会では、車両課に関する一般質問について、車両の運転日誌の整理、運転時間、運転者、運転距離の調査をインターン生に行かせ基礎資料とした。同年12月市議会では、住居手当等に関する一般質問において、近隣市、中核市等の状況調査をインターン生に行かせ基礎資料とした。

(10) 大石伸雄議員（住宅地図DVD 24,150円、半額）

住宅地図がもっぱら選挙用であるという前提に誤りがある。住宅地図は、政務調査の目的で、市内の住宅、建物、施設、道路等の所在を確認するため、議員の調査活動に資するものである。市民からの依頼により道路や水路の管理等で問題の場所を探すなど、市政相談で利用するほか、地域の防災対策などの調査に住宅地図は不可欠である。また、政務調査以外の用途がありうることは否定せず、そのため半額充当としている。

(11) 嶋田克興議員（住宅地図購入費 23,100 円、半額）

住宅地図がもっぱら選挙用であるという前提に誤りがある。住宅地図は、政務調査の目的で、市内の住宅、建物、施設、道路等の所在を確認するため、議員の調査活動に資するものである。市政相談の際、市民から道路や河川の維持管理についてよく聞かれるが、当該道路等の所在の特定に必要である。また、相談内容と市民の所在地の位置関係を把握しておく必要がある。また、鳴尾地域の消防行政に関心を払ってきたが、当該地域の区画形質などの状況把握に必要である。

(12) ざこ宏一議員（駐車料金、野球連盟等会費・壮行会費、ガソリン代 39,180 円）

駐車料金は、アルバイト事務員の見間違えのため二重計上の錯誤をしたもので修正する。

ガソリン代については、車が2台あり、行き先、場所により使い分けをしていたが、議会事務局から、「原則として車は1台」と指摘され、私が勘違いしていたことが明らかになったので修正する。

少年野球・サッカー・バレー・空手道等々スポーツは、子どもたちの健全育成には欠かせないものであり、そのような場に参加することによってさまざまな意見等を聴取することは、青少年育成や社会教育の見地から政務調査に資するものである。技術向上もさることながら、指導者、親、子どもたちとの交流を通じての活動、生きていくうえでのモラル・マナーの指導等は当然、教育上の重要な政務調査活動である。

そのために、甲武ライオンズ球団会費、西宮黒潮軟式少年野球連盟・西宮黒潮リーグ会費については年会費を支払っているが、年会費として受け取っていない団体もある。西宮女子FCガールズエイトは年会費制でないため、全国大会出場壮行会に対する参加費・賛助金の形で支出したもので、政務調査費に充当した経費はすべて、子どもたちの健全育成、社会教育に直接貢献するものだけである。おとなが集まって反省会をするなどの会費は一切除外している。

(13) 中尾孝夫議員（スポーツ新聞代 40,160 円）

新聞の紙面構成は、一般的に政治、経済、文化、スポーツ、地方、社会、番組等となっているが、これは一般紙のみならずスポーツ紙もほぼ同様である。また、スポーツは、教育、社会体育の分野に属しており、基礎的地方公共団体の市町村もその事務を処理しているが、文教住宅都市を標榜している本市にとって、とりわけ重要な分野であることは明白である。請求人がいわゆるスポーツ紙を娯楽性のみから捉えているとすれば、一面的で偏狭な考えであり、また、これらの報道機関を差別するもので、断じて看過できない。殊に、スポーツ紙の政治面の記事は、一般紙にはない真相に迫るものが含まれており、たいへん有用なものである。

## 9. 監査委員の判断

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、請求人が返還を求めている政務調査費については、法第100条第14、15項及び条例第6条に違反する、違法若しくは不当な支出であるか、また、返還を要するか否かについて、それぞれ判断します。

(1) 公明党議員団(住宅地図購入費 46,725 円)

請求人によれば、住宅地図はもっぱら選挙用である旨述べられているところですが、街路・町並みの概略等を確認し、各種政策を検討するなどの上で有用性は十分あると考えら

れます。

また、公明党議員団の説明によれば、地域活動に力を入れているため、各種市民相談での市民とのやりとり、市当局との意見交換等で地点の確認用として常用しているとしています。

以上のことから、公明党議員団の住宅地図の購入は、条例第6条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(2) 岩下彰議員(旅費、パソコン・はがき購入費 319,615 円)

衆議院傍聴とテレビ中継ではそれぞれに長所もあり、片方を以って他方を否定することはできません。

パソコン2台目の購入は、会派控室と自宅にそれぞれ設置するためとの説明があり、このことを禁止する文言は条例・規則・要綱にありません。

パソコン購入と二日間にわたるはがき購入が、年度末近くでなされたことの是非については、議員の説明から、その自主性・自律性の尊重と裁量の範囲如何及び議員の任期中であることを勘案、吟味した結果、明確に合理性を欠いているとするには無理があります。

以上のことから、上記旅費、パソコン・はがき購入費は、条例第6条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(3) 片岡保夫議員(ビニロンロープ購入費、研修・交流会参加費 143,616 円)

社民党自治体議員秋季研修会、社民党近畿ブロック研修・交流会、「2010 新年度地方財政計画」学習会については、収支報告書にあるテーマ内容及び議員の説明から政務調査の内容にかなうものと判断することができます。

また、要綱第4条第3号において、政党本来の活動に属する経費は政務調査費とされないと、研修会が党の主催するものであるとしても、議員の選択により参加・支出するものである以上、政党本来の活動に属するものともいえません。

以上のことから、上記研修・交流会参加費は、条例第6条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

また、ビニロンロープについては、議員から、書類等整理のために購入したものの、誤解を招くおそれもあるので、収支報告書から取り下げる旨の表明がありました。ただし、収支報告書では支出合計額が1,703,630円で、収入額1,680,000円に対して23,630円超過しているので、当該購入費1,996円を除外して精算しても1,680,000円の支給額に影響はありません。

(4) 栗山雅史議員(カラーデイバッグ購入費、ドットジェイピー議員会員費 71,315 円)

カラーデイバッグ5個の購入費7,475円(半額)は、多量の市政報告をポスティングするために購入した旨の説明より、また、要綱に照らし政務調査費とするに問題はないと認められます。

ドットジェイピー議員会費については、要綱第3条第3項第9号及び第8項第5号に、団体の活動方針等が明確であり、政務調査活動として認められる経費に限る旨の規定があるところ、前者については、当該団体の規約よりその明確性は確認できます。また、後者については、議員から具体的な3件の活動成果の説明があり、このため要綱にかなったものと認められます。

以上のことから、上記カラーデイバッグ購入費、ドットジェイピー議員会員費の支出は、条例第6条にいう市政に関する政務調査に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の

主張及びその返還を求める請求に理由がないものと判断します。

(5) 森池豊武議員（書籍・デジタルカメラ購入費 147,680 円）

「近代書史」購入費 18,900 円の支出については、議員の重視する文化行政・国際交流の分野で幅広い見識を求めたものである旨の説明より、また要綱に照らし、政務調査費とするに問題ないと認められます。

デジタルカメラ購入費 128,780 円については、具体的な調査対象について説明があり、マンション開発や防空壕の敷地内に立ち入ることなく遠方から撮影するなど、綿密な調査の必要から支出したものであることから、要綱に照らし政務調査費とするに問題ないと認められます。

以上のことから、上記支出はいずれも条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(6) 今村岳司議員（ガソリン・高速代 24,560 円）

平成 21 年 8 月 22・23 日及び同月 28 日・29 日のガソリン代・高速代について、要綱第 3 条第 4 項第 3 号及び第 6 項第 1 号において、自家用車を利用して政務調査活動を行った場合のガソリン代・通行料を政務調査費とする場合に、対象とする自家用車は原則 1 台とされています。また、要綱第 2 条第 3 号では、政務調査活動に要した金額や態様等の妥当性があることが求められています。

このため、西宮市近隣ではない三重県で政務調査活動をすることの妥当性と、自家用車 2 台目の交通費も政務調査費とすることの特段の事情が必要となります。

この点、議員の説明によれば、三重県在住の旧知の方と従来から、ともに公務員のモチベーションアップの調査活動をしている関係上、その方が西宮市に来ることもあり、議員が三重県に赴くときもある中で、今回は「スーパー公務員塾」という継続的なプロジェクトについて意見交換するために、議員の方から三重県に行ったものとしています。

また、当該活動に関わったスタッフも含め、声を掛けたところ、同行者が 6 人以上になったため、普段使用している大きな車のほかに小さな車の 2 台で行ったものですが、2 台がどうしても必要であったかの点については、必ずしも断定できないものです。

8 月 28・29 日のガソリン代・高速代は 1 台分の報告となっていますので、要綱に違背する点はないと認められます。なお、ガソリン代については、従来から半額を充当しているとのことなので、高速代を全額充当していることとの矛盾はないものと考えます。

以上のことから、2 台目の自家用車にかかる 8 月 22 日のガソリン代 1,535 円（半額）、8 月 23 日の高速代 4,300 円については、条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するため必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求には理由があり、これ以外の請求額については理由がないものと判断します。

(7) 草加智清議員（住宅地図購入費 46,200 円）

住宅地図の購入については、公明党議員団と同様の結果が得られました。すなわち、議員の説明によれば、ダンプカーの通行量等の地域の交通量調査に活用したほか、市政相談、市政調査で道路や施設の位置確認に使用しているとしています。

以上のことから、上記支出は条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求には理由がないものと判断します。

(8) 田中正剛議員（ドットジェイピー議員会費 63,630 円）

ドットジェイピー議員会費については、栗山議員と同様の結果が得られました。すなわち、平成 21 年 8 月と同年 12 月ほかの具体的な成果についての説明があり、これは要綱

の趣旨にかなった支出であるといえます。

以上のことから、上記支出は条例第6条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求に理由がないものと判断します。

(9) 澁谷祐介議員（ドットジェイピー議員会費 63,840 円）

ドットジェイピー議員会費については、栗山議員と同様の結果が得られました。すなわち、インターン生を伴う調査研究は、平成21年6月・12月議会の一般質問の基礎資料として結実している旨の説明があり、これは要綱の趣旨にかなった支出であるといえます。

以上のことから、上記支出は条例第6条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求に理由がないものと判断します。

(10) 大石伸雄議員（住宅地図 DVD 半額 24,150 円）

請求人によれば、住宅地図はもっぱら選挙用である旨述べられているところですが、街路・町並みの概略等を確認し、各種政策の検討への有用性は十分あると考えられます。

また、議員の説明によれば、市民からの市政相談の際に常時利用するほか、地域防災対策等調査にも必要なことから、当該支出を行ったものとしています。

なお、条例・規則・要綱上この種の支出に2分の1あんの規定はないのですが、半額充当は議員の配慮によるものであり、評価できることでもあります。

以上のことから、上記支出は条例第6条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求に理由がないものと判断します。

(11) 嶋田克興議員（住宅地図購入費 23,100 円、半額）

住宅地図の購入については、大石議員と同様の結果が得られました。すなわち、議員の説明によれば、道路や河川の維持管理について市民から市政相談をしばしば受ける際、所在の特定・位置関係の把握に必要であり、また重視する消防行政との関連でも必要なことから当該支出をしたものとしています。

以上のことから、上記支出は条例第6条にいう市政に関する調査研究に資するに必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求に理由がないものと判断します。

(12) ざこ宏一議員（駐車料金、ガソリン代、野球連盟等会費・壮行会費 39,180 円）

駐車料金については、要綱第3条第4項、第6項に政務調査目的の支出として認められているところ、平成21年5月8日の駐車料金については、錯誤による二重計上分が含まれており、当該錯誤による計上額400円は認められるものではありません。

ガソリン代2台分給油のうち、2台目分28,280円については、要綱第3条第4項第3号、第6項第1号において対象の自家用車は原則1台とあり、2台を必要とする特段の事情を認めることは困難であるので、当該28,280円を政務調査費とするのは当を得ていないと考えられます。

会費・負担金については、要綱第3条第3項及び第8項に政務調査目的の支出として認められています。これに対して、甲武ライオンズ球団会費2,500円（半額）、西宮黒潮軟式少年野球連盟・西宮黒潮リーグの会費4,000円、西宮女子FCガールズエイト全国大会出場壮行会の参加費・賛助費4,000円については、子どもたちやその関係者と直接関わることは、青少年育成、社会教育について見識を深めるという点で、政務調査目的があると認められます。

なお、西宮女子FCガールズエイト全国大会出場壮行会の4,000円については、当該団

体が年会費制をとっておらず、会費の形で受け取っていただけないため、壮行会参加費・賛助金の形で支出したものとされています。

また、おとなだけの反省会などの交際費的な経費はすべて除外しており、政務調査費は子どもたちの健全育成に直接関わる経費のみであるとの説明から、交際費的な経費ではないと判断できます。

以上のことから、重複駐車料金 400 円及び 2 台目の自家用車のガソリン代 28,280 円については、条例第 6 条にいう市政に関する調査研究に資するため必要な経費に該当しないとの請求人の主張及びその返還を求める請求には理由があり、これ以外の請求額については理由がないものと判断します。

(13) 中尾孝夫議員（スポーツ新聞代 40,160 円）

要綱第 2 条第 3 号では、政務調査活動に要した金額や態様等の妥当性があることが求められています。また、要綱第 3 条第 5 項第 1 号により、同名の新聞各 1 部については、政務調査目的の購入が認められているところ、購読代 40,160 円については、スポーツ新聞にかかるものであり、その購読が「市政に直接、かつ具体的に關わるような特段の事情がある場合」にのみ、政務調査目的の支出として認めるという判例があります。

この点、議員の説明によれば、教育、社会体育の行政分野に属するスポーツは、文教住宅都市を標榜している本市にとりわけ重要な分野であること、並びにスポーツ紙の政治面の記事は一般紙にない価値を認められることの表明が、新聞記事の実例をもって示されましたが、これらの事情が、判例にいう「直接、かつ具体的に關わるような特段の事情」とは言えません。

このため、スポーツ紙の価値を認める見解が存在することは理解できるものの、要綱及び判例に耐えうるかどうかという点については、いささか困難であり否定的に解さざるを得ません。

ただし、収支報告書では、支出合計金額が 1,909,958 円で収入額（政務調査費充当額）1,800,000 円に対して、109,958 円超過しているため、当該 40,160 円を除外して精算しても、1,800,000 円の交付額に影響はありません。

10. 監査委員の勧告

以上の判断により、本件請求の対象となった政務調査費の支出について、その返還を求める請求人の主張には、一部理由があると認められるので、法第 242 条第 4 項の規定により、西宮市長に対して、平成 21 年度政務調査費として交付した下表に記載された金額について、当該議員に対してしかるべき手続きにより返還請求などの措置を、3 か月以内に講じるよう勧告します。

なお、当該措置を講じたときは、同条第 9 項の規定により、その旨を通知してください。

議員氏名	支出の内容	返還を要する金額	
今村 岳司	三重県出張の2台目の自家用車にかかるガソリン・高速代	5,835 円 ガソリン代 高速代	1,535 円 4,300 円
ざこ 宏一	駐車料金の錯誤による二重計上 2台目の自家用車にかかるガソリン代	28,680 円 重複駐車料金 ガソリン代	400 円 28,280 円

#### 11. 監査委員の意見

政務調査費の取扱いをより明確にするために、「西宮市議会政務調査費の交付に関する規則」及び「西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱」が改正され、「政務調査費運用に関する手引き」として平成 23 年 4 月 1 日から適用されています。これまで住民監査請求や住民訴訟で問題とされたことがらも一定の整理が行われており、「今後、この手引きに疑義が生じた場合、あるいは社会情勢の変化により改訂の必要が生じた場合は、内容の改訂について改めて協議、決定を行う」としています。この間の議会の自主的な取組みに対して評価をいたします。

議会の活性化、審議能力の強化に政務調査費制度がいっそう貢献するために、議会の会派又は議員の活動の自主性を尊重しつつ、さらに、住民に対する説明責任が十分果たされるよう、今後とも、制度の見直しに努められることを要望いたします。